

学校法人小野寺学園 明日佳幼児教育専門学校 学則

第1章 総 則

- 第1条 本校は、明日佳幼児教育専門学校という。
- 第2条 本校は、札幌市西区山の手3条2丁目5番5号に置く。
- 第3条 本校は福祉、保育、幼児教育などに関する専門的な知識と技術を習得させ、職業及び家庭生活に必要な能力と実践的態度を育てるため、学校教育法に基づき専修学校教育を行なうことを目的とする。

第2章 課程の組織修業年限及び収容定員

- 第4条 課程の組織修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

分野	課程	学科	昼夜の別	修業年限	収容定員			
					第1学年	第2学年	第3学年	計
教育 社会 福祉	専門	幼 児 保 育 学 科	昼間	3	40	40	40	120
	専門	こども保育学科	夜間	3	30	30	30	90
家政	専門	家 政 科	夜間	2	10	10	—	20

- 2 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は幼児保育学科昼間40名、こども保育学科夜間30名を標準とする。

第3章 学年、学期、授業日及び休業日等

- 第5条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を分けて次の2学期とする。
- 第1学期 4月1日から9月30日まで
- 第2学期 10月1日から3月31日まで
- 第6条 1年間の授業日数は昼間195日、夜間175日を基準とする。
- 2 授業の開始、及び終了の時刻は次のとおりとする。
- (1) 昼間 9時30分から16時30分
- (2) 夜間 18時30分から21時40分
- 3 休業日は次のとおりとする。
- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 開校記念日 11月1日
- (3) 土曜日と日曜日

- (4) 夏期休業日
7月中旬から8月中旬まで
 - (5) 冬期休業日
12月中旬から1月中旬まで
 - (6) 学年末・学年始
3月中旬から4月上旬まで
- 4 教育上、特に必要があるときは休業日を授業日とすることがある。この場合、授業日を休業日に振り替えることがある。
- 5 非常変災その他、急迫の事情があるときは臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学及び休学等

第7条 本校に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者及びこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第8条 入学の手続きは次のとおりとする。

- (1) 入学を希望する者は所定の入学願書に入学検定料を添え、指定の期日までに校長に提出しなければならない。
- (2) 入学は各選抜方法により審査された結果に基づき校長が許可する。
- (3) 入学の許可を受けた者は所定の誓約書に指定の学費を添え、期日までに校長に提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続きが期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

第9条 生徒が退学しようとするときは所定の退学願書を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第10条 生徒が休学しようとするときは所定の休学願書を校長に提出しその許可を受けなければならない。復学の場合も同様とする。

- 2 生徒が心身の故障のため、長期の休養を要すると認められるときは校長は休学を命ずることがある。
- 3 生徒が休学期間満了後もなお復学できないときは、校長は退学を命ずることがある。

第11条 転入学及び編入学に関して第8条規定を準用する。

第5章 教育課程、学習評価及び卒業

第12条 教育課程及び授業時数は別表第1のとおりとする。

- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は45分とする。
- 3 卒業までに履修させる授業時数は幼児保育学科昼間2400時間以上、こども保育学科夜間1350時間以上とする。

- 第13条 各科目の成績評価は、試験、履修状況、実習の成果等を総合的に勘案して行う。
- 2 卒業に必要な一定単位を取得し、校長が卒業を認定した者は、校長が別記第1号様式の卒業証書を授与する。

第6章 教 職 員

- 第14条 本校に校長、教員、講師、助手、事務員、医師、その他必要な職員を置く。

第7章 授業料、入学金その他費用

- 第15条 授業料、入学金及び入学検定料等は別表第2のとおりとする。
- 2 特待生A、B及びCについては、別表第2の注1を適用する。但し、学業・生活態度によっては、校長の判断で取り消す場合もある。
- 第16条 授業料等は出席の有無にかかわらず、期日までに納入しなければならない。
- 2 生徒が休学したときはその期間に応じ授業料等の全部又は一部を免除することがある。
- 3 生徒が正当な理由がないのに授業料等を6カ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認められるときは、支払い方法について、公正証書を作成し、校長は退学を命ずることがある。

- 第17条 削除

- 第18条 生徒会活動及び同窓会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては授業料等と同時に徴収することがある。

第8章 賞 罰

- 第19条 生徒が成績、性行ともに優れ、他の模範となるときは校長は、表彰することがある。
- 第20条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、又は生徒本分にもとる行為のあったときは、校長は懲戒処分として訓告、停学及び退学を命ずることがある。
- 2 前項の退学は次の各号に該当する生徒に対してのみ行なうものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 寄 宿 舎

- 第21条 本校に寄宿舎は置かず、生徒の希望があれば下宿・借屋の紹介を行う。

第10章 付帯する教育事業

目的	態 様	修 業 期 間		収容定員
通信制により保育士・幼稚園教諭の資格取得を目指す方達に対して、学習センターという位置付けの下、事務手続き、履修計画の策定、学習面での相談等のサポートを行なうことを目的とする。	通 信 サポ-ト 科	昼間 夜間	3年間	各学年 30名

別記第1号

そ の 1

卒 業 証 書

氏名

年 月 日生

あなたは本校専門課程幼児保育学科（三年）の所定の過程を修めましたので卒業証書を授与し、文部科学大臣告示（平成六年文部省告示第八十四号）により専門士（教育社会福祉専門課程）と称することを認めます。

平成 年 月 日

学校法人小野寺学園
明日佳幼児教育専門学校
校長 ○○○○

第 号

卒業証書

氏名

年 月 日生

あなたは本校専門課程こども保育学科（三年）の所定の過程を
修めましたので卒業証書を授与します。

平成 年 月 日

学校法人小野寺学園

明日佳幼児教育専門学校

校長 ○○○○

第 号

教育課程及び授業時数

別表第1(第12条関係)

教育・社会福祉分野 専門課程 幼児保育学科(昼間)

		単位	通信	面接	開講年	時間			単位	通信	面接	開講年	時間
短大・一般教養科目	英会話Ⅰ	2	1	1	1	30	心理・コミュニケーション	カウンセリング概論	2			1	30
	健康科学	1	1		1	15		カウンセリングスキル	2			2	30
	日本国憲法	2	2		2	30		人間関係論	2			3	30
	生涯スポーツ	1		1	1	15		こどもカウンセリングⅠ	2			1	30
	情報処理入門Ⅰ	2	1	1	1	30		こどもカウンセリングⅡ	2			2	30
	小計	8	5	3		120		こどもカウンセリングⅢ	2			3	30
専門教育科目	音楽Ⅰ	2		2	1・2	30	コミュニケーションの基礎	2			1	30	
	図画工作	1		1	1	15	コミュニケーションの技法	2			2	30	
	図画工作Ⅱ	1	1		1	15	コミュニケーションの実際	2			3	30	
	幼児体育	1		1	2	15	フィールドワーク①	4			1	120	
	幼児体育Ⅱ	1	1		1	15	フィールドワーク②	4			2	120	
	教育原理	2	2		2	30	フィールドワーク③	4			3	120	
	教育心理学	2	1	1	1	30	児童ソーシャルワーク	1			3	15	
	健康	1		1	3	15	医学一般	1			3	15	
	健康Ⅱ	1	1		2	15	こどもとあそびⅠ①	2			1	30	
	人間関係	1		1	1	15	こどもとあそびⅠ②	2			2	30	
	環境	1		1	3	15	こどもとあそびⅡ①	2			1	30	
	言葉	1		1	3	15	こどもとあそびⅡ②	2			2	30	
	言葉Ⅱ	1	1		2	15	実習指導①	2			1	30	
	表現Ⅰ	2	1	1	2	30	実習指導②	2			2	30	
	小計	18	8	10		270	ビジネスマナーⅠ	2			1	30	
	家庭支援論	2	2		2	30	ビジネスマナーⅡ	2			2	15	
	障害児保育	2	1	1	2	30	ビジネスマナーⅢ	2			3	15	
	音楽Ⅱ	2	2		2	30	キャリア形成	3			1	15	
	音楽レッスン	8			1・2	120	キャリア形成	3			2	15	
	国語	2	1	1	3	30	就職指導	8			2・3	120	
	児童文化	2	1	1	1	30	ペン習字	3			1	30	
	社会福祉	2	2		1	30	学校行事	4			1・2・3	120	
	児童家庭福祉	2	2		1	30	(美芸学園専門教科)合計	71	0	0		1200	
	子どもの保健Ⅰ②③	4	4		2・3	60	総合計	165	44	42		2860	
	子どもの保健Ⅱ	1		1	3	15	卒業必要単位数	135					
	子どもの食と栄養	2	1	1	2	30							
	保育原理	2	2		1	30							
	社会的養護	2	2		1	30							
	社会的養護内容	1		1	1	15							
	乳児保育	2	1	1	2	30							
	発達心理学	2	2		3	30							
	表現Ⅱ	1		1	3	15							
	表現Ⅲ	1		1	2	15							
	教育課程総論	2	2		1	30							
	保育指導	2	1	1	1	30							
	教師論	2	2		1	30							
	教育相談	2	2		2	30							
	保育・教職実践演習	2	1	1	3	30							
	保育実習事前事後指導	2		2	2	30							
	保育実習事前事後指導Ⅱ・Ⅲ	1		1	3	15							
	保育実習	2		2	2	80							
	保育実習(施設)	2		2	2	80							
保育実習Ⅱ・Ⅲ	2		2	3	80								
教育実習事前事後実習	1		1	1	15								
教育実習	4		4	3	160								
言語表現	1		1	2	15								
相談援助	1		1	3	15								
保育内容総論	1		1	1	15								
保育相談支援	1		1	2	15								
小計	68	31	29		1270								
(通教教科)合計	94	44	42		1660								

